

▶別表(農地利用最適化推進委員の担当区域)

地区番号	担当区域	地区番号	担当区域
①	行田、本丸、天満、城南、中央、宮本、栄町、旭町、向町、緑町、忍1・2丁目、大字忍、矢場1・2丁目、城西1～3丁目、佐間1～3丁目、大字佐間、谷郷1～3丁目、大字谷郷	⑪	大字小見、大字白川戸、大字荒木(⑩以外の字)
②	大字小敷田、大字中里、大字皿尾	⑫	桜町1～3丁目、富士見町1・2丁目、藤原町1～3丁目、長野1～5丁目、大字長野、大字若小玉(字八反田、字勝呂、字中村、字鞘戸、字枳、字六木本)
③	大字上池守、大字下池守、大字和田	⑬	大字小針、大字若小玉(⑫以外の字)
④	大字斎条	⑭	大字下須戸
⑤	大字北河原、大字酒巻	⑮	大字藤間、大字真名板、大字関根
⑥	大字南河原	⑯	清水町、壱里山町、押上町、門井町1～3丁目、棚田町1～3丁目、西新町、深水町、持田1～5丁目、大字持田、城西4・5丁目、駒形1・2丁目、大字前谷
⑦	大字犬塚、大字馬見塚、大字中江袋	⑰	大字下忍、大字樋上、大字堤根
⑧	大字下中条、大字須加(字役田、字六反、字四ツ家、字舟川、字小稻荷、字中原、字梅ノ木、字伊勢六、字大稻荷)	⑱	大字渡柳、大字利田、大字埼玉(字丸墓通、字富士山通、字上埼玉通、字曾根通、字宮前通)
⑨	大字須加(⑧以外の字)	⑲	大字埼玉(字中道通、字愛宕通、字下埼玉通、字百塚通、字下屋敷通、字中通、字大和田通、字前谷通、字諏訪通、字原通、字稻荷通、字境松通、字二丁野通、字尾崎通)
⑩	大字荒木(字柳町、字寿町、字根岸、字郷地裏、字羽鳥、字町屋、字音羽、字新堀、字宿ノ内、字野土、字内小谷、字相生、字田町、字荒木、字前内手、字前田、字高砂、字土手、字長善沼、字石橋、字六木本、字荒宿、字久保町、字相ノ谷)	⑳	大字野、大字埼玉(⑰、⑲以外の字)

▶問い合わせ 農業委員会事務局☎ 580-3014

教育文化センター「みらい」文化ホールの利用を再開します

教育文化センター「みらい」文化ホールは、LED化工事のため休館していましたが、工事が完了したことから、2月1日(日)から利用を再開します。

▶問い合わせ 中央公民館☎ 556-2649

埼玉県行田地方庁舎および産業文化会館のエレベーター改修工事が完了しました

1月まで行っていた埼玉県行田地方庁舎および産業文化会館のエレベーター改修工事が完了し、エレベーターを利用できるようになりました。

なお、2・3階にご用件がある方は、引き続き行田地方庁舎ロビーにある内線電話からご連絡いただければ、1階打ち合わせスペースでの対応も可能です。

▶問い合わせ 埼玉県利根地域振興センター☎ 555-1110

埼玉県収入証紙代金の還付申請について

埼玉県収入証紙は令和6年3月末で使用できなくなりました。お手元に未使用の証紙(汚損、毀損した証紙を除く)がある方は、令和10年12月末までの間、証紙を返還して、証紙代金の還付を受けることができます。

証紙代金の還付を希望する方は、「埼玉県証紙返還・証紙代金還付申請書」(埼玉県ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、証紙とともに埼玉県出納総務課に郵送または持参してください。

なお、国が発行する「収入印紙」とは異なりますので、ご注意ください。

▶還付方法 口座振り込み

▶その他 詳しくは、埼玉県ホームページをご確認ください。

▶問い合わせ 同課工務担当☎ 564-0303

埼玉県
ホームページ

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

市および行田市農業委員会では、農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦・応募を受け付けます。より多くの視点を反映させるため、女性委員の登用を積極的に進めています。



市ホームページ

	農業委員	農地利用最適化推進委員
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく毎月の総会審査 ・最適化推進の指針の作成、市長などへの意見書の提出 ・農地利用最適化業務(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)のための活動 ・農地中間管理機構との連携 ・農地パトロール ・農業振興業務(農業者年金、全国農業新聞の普及) 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当地域の審査案件の現地調査 ・最適化推進の指針の作成に対して意見を述べる ・農地利用最適化業務(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)のための現場活動 ・農地中間管理機構との連携 ・農地パトロール ・農業振興業務(農業者年金、全国農業新聞の普及)
募集人数	13人	20人(次ページ別表の地区番号ごとに1人)
任期	令和8年7月20日～令和11年7月19日	
報酬	月額 36,000円 農業委員会の活動による農地集積の実績に応じ、国の交付金の範囲内において市長が定める基準により算定した額を別に支給します。	月額 35,000円
身分	非常勤特別職	
募集期間	令和8年2月12日(木)～3月13日(金)※土・日曜日、祝日を除く	
推薦および応募資格	農地に関する知識と熱意を持ち、農地利用の最適化などの促進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方	農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域において、担い手農家への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などの調整を行うことができる方
委員になれない方	<ul style="list-style-type: none"> ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方 	
推薦および応募方法	適任と思われる方を、本人の同意を得て、3人以上または団体代表者名で推薦するか、自らの応募により募集期間中に農業委員会事務局で配布する書類(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、提出してください。	
選考方法	推薦または応募の理由、経歴、年齢、地域などを考慮し選考します。	
任命および委嘱の方法	選考委員会による候補者の選考を踏まえて、市長が市議会の同意を得て任命します。	選考委員会による候補者の選考を踏まえて、農業委員会が総会の決定を得て委嘱します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員は、過半数が認定農業者であることや、農業者以外の方で中立な立場で公正な判断をすることができる方を1人以上含めなければなりません。また、農業委員の年齢、性別などに著しい偏りが生じないように配慮します。 ・農業委員と農地利用最適化推進委員は、同時に推薦・応募できますが、兼職はできません。 	